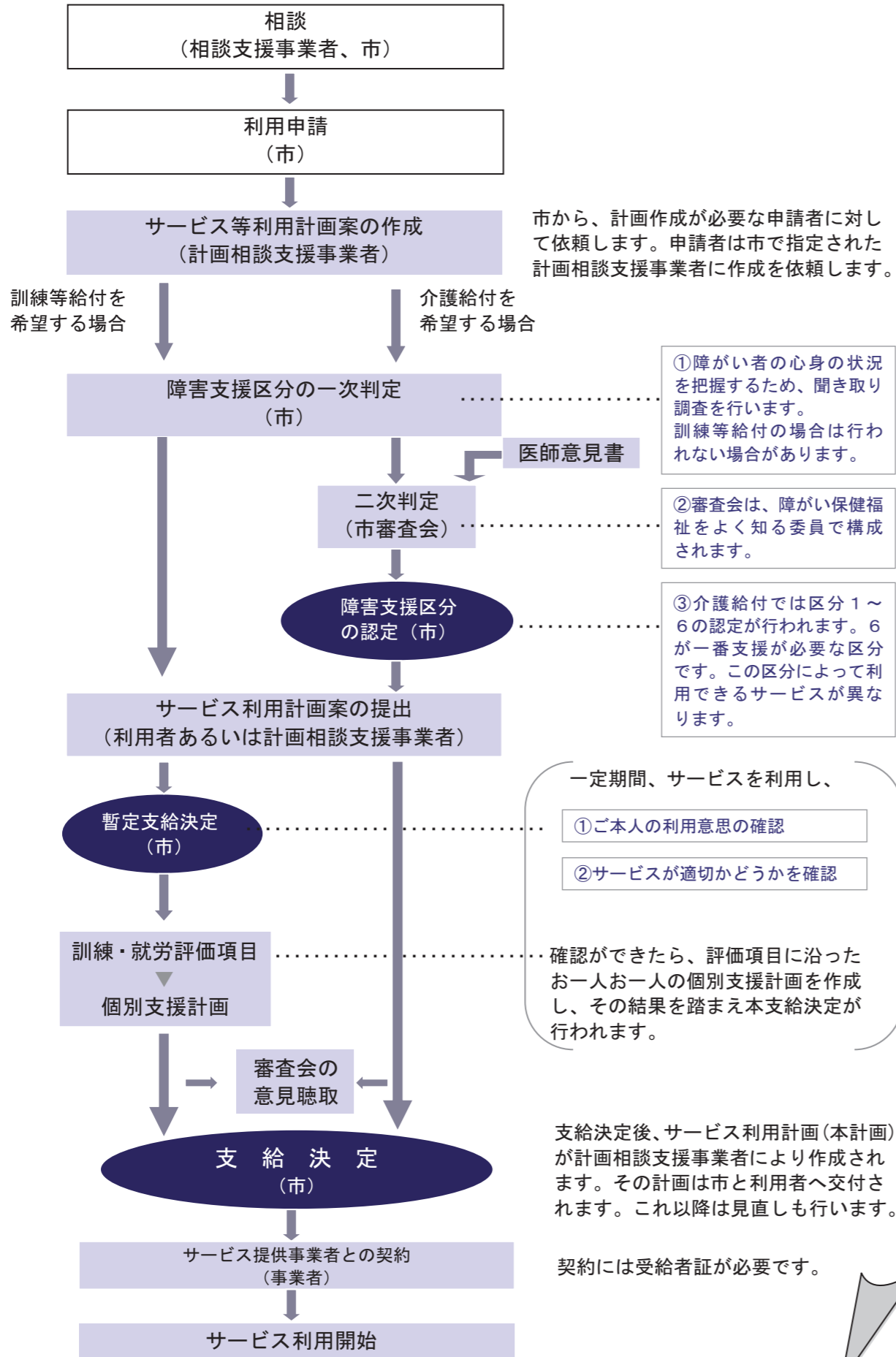


＜サービス利用までの流れ＞



(2) 障害児通所支援のサービス

児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

■ 対象者

26 ページ「(1) 障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付)対象者の⑤児童」に該当する方

＜サービスの種類＞

児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います
医療型児童発達支援	障がい児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援のサービスを提供します
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います

●児童発達支援事業(神栖市児童発達支援事業つくしんぼ・なのはな)

市では、障がいのあるお子さんと保護者が一緒に通う事業所を設置しています。

■ 対象者 神栖市にお住まいの就学前障がい児

■ 申請できる人 対象となるお子さんの保護者の方

■ 利用料(費用) 世帯の所得に応じた自己負担があります。

(3) 障害児入所支援のサービス

医療型	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います 成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童
福祉型	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います 成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童

障害児入所支援事業については、都道府県の所管となります。

■ 問合せ先

鉾田児童相談所 tel0291-33-4119 fax0291-33-6454